

公正証書作成手続きサポート

遺言公正証書 ご依頼から作成完了までの流れ

1 作成したい遺言の内容を、メール又はFAXによりご送信下さい。



2 折り返し、必要事項と必要書類、報酬金額と振込先を連絡させていただきます。



3 報酬金額を、指定の振込口座へ振込送金して下さい。



4 公正証書の原案を作成し、メールまたはFAXにて送信させていただきます。



5 必要書類が揃いましたら、ご郵送下さい。



6 公証人との文面打ち合わせ後、お客様のご自宅へご訪問する日時を調整させていただきます。



7 公証人手数料等の実費が確定しましたら、お知らせ致します。



8 完成した正本につきましては、おって、郵送させていただきます。

公正証書作成手続きサポート

一般定形のもの ※作成依頼時全額お支払い	75,600 円(税込)
複雑ないし多岐に渡るもの ※作成依頼時全額お支払い	97,200 円(税込)

※ 上記の費用には、文面の起案作成、公証人との打ち合わせ、証人2名の日当、など、必要な手続きの費用がすべて含まれております。

※ 別途、証書に定める目的価額に応じて、公証人の手数料などの実費が必要となります。

※必要書類

1) 遺言者ご本人の印鑑登録証明書 1通

2) 戸籍謄本

3) 受遺者の住民票

※その他、必要に応じて、不動産登記簿謄本と固定資産税評価証明書、現金の額、預貯金通帳や有価証券・保険証券などのコピー。

公正証書作成ガイド

公正証書作成センター（東京）
TEL:03-5206-7773 FAX:03-5206-7780